

細則第 2 1 号

人事・会計部門担当理事決定

平成 2 2 年 1 月 1 日制定・施行

平成 2 4 年 3 月 2 9 日改正・平成 2 4 年 4 月 1 日施行

平成 2 5 年 4 月 1 日改正・施行

平成 2 6 年 3 月 1 4 日改正・施行

平成 2 8 年 4 月 1 日改正・施行

平成 2 8 年 1 0 月 1 日改正・施行

平成 3 0 年 7 月 3 1 日改正・平成 3 0 年 8 月 1 日施行

平成 3 1 年 2 月 1 日改正・施行

令和 3 年 1 月 1 日改正・施行

令和 6 年 1 0 月 1 日改正・施行

日本年金機構政府調達契約事務取扱細則

(目的)

第 1 条 この細則は、1 9 9 4 年 4 月 1 5 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2 0 1 2 年 3 月 3 0 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、日本年金機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 1 0 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に

関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第５７号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

- （４）一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される上記二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条 この細則は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- （１）物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
 - （２）特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
 - （３）特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他技術的サービスの調達契約 国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
 - （４）特定役務のうち前２号以外の調達契約 国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
- ２ 前項の予定価格は、物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、次の各号に掲げるところにより算定した額とする。
- （１）借入期間又は提供を受ける期間の定めがある場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（見積残存価額を含むものとする。）
 - （２）期間の定めがない場合又は前号に該当するかが判別し難い場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に４８を乗じ

て得た額

- 3 第1項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(参加のための条件)

- 第4条 調達担当部署の長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(一般競争の公告)

- 第5条 調達担当部署の長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。
- 2 調達担当部署の長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告する事項)

- 第6条 前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
- (7) 日本年金機構契約事務取扱細則(細則第20号。以下「契約事務取扱細則」という。)第12条第2項の規定による申請の時期及び場所

- (8) 第10条に規定する入札説明書の交付に関する事項
 - (9) 落札者の決定方法
 - 2 調達担当部署の長は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
 - 3 調達担当部署の長は、第1項の規定による公告において、調達担当部署の長の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語により、記載するものとする。
 - (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 入札期日又は契約事務取扱細則第12条第2項の規定による申請の時期
 - (3) 調達担当部署の長の氏名及びその所属する部署の名称
- (公告に係る一般競争に参加しようとする者の取扱い)
- 第7条 調達担当部署の長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をした後、当該公告に係る一般競争に参加しようとする者から契約事務取扱細則第11条の規定による書類の提出があったときは、速やかに、その者が契約事務取扱細則第10条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
- 2 調達担当部署の長は、特定調達契約につき一般競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が前項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、前条第1項第2号に定める競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 3 調達担当部署の長は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

第8条 削除

(技術仕様)

- 第9条 調達担当部署の長は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術

仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
 - (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- 2 調達担当部署の長は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第10条 調達担当部署の長は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第6条の規定により公告するものとされている事項(第6条第1項第8号に掲げる事項は除く。)
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(落札)

第11条 調達担当部署の長は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第12条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- (1) 一般競争に応ずる入札者がいない場合、又は再度の入札をしても落札者がいない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約

- の締結に当たって、実質的に修正されないことを条件とする。
- (2) 落札者が契約を結ばない場合で、その落札金額の範囲内で契約をするとき。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - (3) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
 - (4) 既に調達した物品等又は特定役務（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等又は特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用等に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
 - (5) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより、既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で、当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することにより、既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
 - (6) 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告において、この号の規定により、同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
 - (7) 緊急の必要により競争に付することができない場合。
 - (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若

しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

- 2 契約事務取扱細則第39条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

(落札者の決定に関する通知等)

第13条 調達担当部署の長は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面等適宜の方法により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

- 2 調達担当部署の長は、特定調達契約につき、一般競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 調達担当部署の長の氏名及びその所属する部署の名称
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争によることとした場合には、第5条の規定による公告を行った日
- (8) 随意契約による場合にはその理由
- (9) その他必要な事項

(一般競争に関する記録)

第14条 調達担当部署の長は、特定調達契約につき一般競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

(4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

(5) 第7条第3項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項

(6) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第15条 調達担当部署の長は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

(苦情の処理)

第16条 理事長又は調達担当部署の長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第17条 理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。

(特定調達契約に関する事務)

第18条 特定調達契約に関する事務については、この細則に定めるもののほか、日本年金機構契約事務取扱細則によるものとする。

(改廃)

第19条 この細則の改廃については、人事・会計部門担当理事が決定する。

(実施に関する事項)

第20条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則は、この細則の施行の日前において、国が、機構が締結するこ

ととなる契約に係る公告その他の準備行為を行い、施行日以降において機構が締結する契約については、適用しない。

第3条 平成26年3月14日改正細則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 平成26年3月14日改正細則は、この改正の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

第4条 平成31年2月1日改正細則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）が効力を生ずる日から施行する。

2 平成31年2月1日改正細則は、この改正の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

第5条 令和3年1月1日改正細則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2 令和3年1月1日改正細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。